

整理番号	
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験

治験費用に関する覚書（医療機器用）

西暦 年 月 日付け締結の治験契約書第3条に規定する治験費用について、自治医科大学附属病院（以下「甲」という。）と、治験委託者（以下「乙」という。）とは、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 被験機器の原材料名又は識別記号
- 2 治験課題名

（費用）

第1条 治験に要する直接費用及び間接費用は、契約単位で算定する費用及び症例単位で算定する費用とする。

2 契約単位で算定する費用は以下のとおりとし、契約時前払いとする。

区分	項目	算定方法	金額
直接費用	(1) 治験審査委員会 外部委員の講師指導料	50,000円	50,000円
	(2) 治験に関し雇用した アルバイト賃金及び備品費	400,000円	400,000円
	(3) 要素F～Iのポイント合計	8,000円×ポイント※	円
	(4) 管理経費	((1) + (2) + (3)) × 35%	円
間接費用	(5) 治験に係る間接費用	((1) + (2) + (3) + (4)) × 30%	円
合 計			円

※ポイント数は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別表第1）の要素F～Iのポイント合計とする。

3 前項の費用は、原則として返還しない。

4 症例単位で算定する費用は、被験者1症例につき以下のとおりとする。

区分	項目	算定方法	金額
直接費用	(6) 研究費	8,000円× ポイント ^{※※}	円
	(7) 管理経費	(6) × 35%	円
間接費用	(8) 治験に係る間接費用	((6) + (7)) × 30%	円
合 計			円

※※ポイント数は、臨床試験研究経費ポイント算出表（別表第1）のA～Eのポイント合計とする。

5 前項の費用は、治験機器を施用した症例数に基づき積算し、四半期毎に一括して乙に請求する。乙は、その費用を速やかに甲へ支払うものとする。

6 同意取得後、治験機器の施用に至らなかった症例の費用については別途覚書を締結する。

（保険外併用療養費対象外経費）

第2条 乙は、治験に係る診療に要する費用のうち保険外併用療養費支給対象外経費について負担するものとする。

※追加の費用が発生する場合に以下を追記する。

2 乙は、前項に定める費用のほか、以下の費用について負担するものとする。

- (1)
- (2)
- (3)

第3条 甲は、前条に定める保険外併用療養費対象外経費を、診療月毎に1点につき10円で算出し、消費税を加算して乙に請求する。乙は、その費用を速やかに甲へ支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を発行する場合は、被験者の診療に際して実施した検査、画像診断、投薬及び注射の内容を添付するものとする。
- 3 乙は、甲の請求内容について、説明を求めることができる。

（被験者への負担軽減費）

第4条 治験期間中に、甲が被験者に対し治験参加に伴う負担軽減費として支払う金額は、治験外来被験者来院1回毎に10,000円とする。ただし、外来被験者が、治験責任医師又は治験分担医師（以下「治験責任医師等」という。）の指示に基づき、治験の実施に関連して入院した場合は、入退院を1回として別途10,000円を支給する。

2 前項の治験期間中とは、当該被験者の同意を取得した後に行われる治験開始前の観察期及び治験終了後の観察期を含むものとする。

第5条 前条に定める負担軽減費の支払いに係わる事務費は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 管理経費 前条第1項の支払金額に35%を乗じた金額
- (2) 間接費用 前条第1項の支払金額と前号の管理経費に30%を乗じた金額

第6条 甲は、第4条第1項に定める負担軽減費及び前条に定める事務費を四半期毎に積算して乙に請求する。乙は、その金額を速やかに甲へ支払うものとする。

第7条 甲は、乙から支払われた負担軽減費を当月の末日までに当該被験者の指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(治験コーディネーター費用)

第8条 治験コーディネーター業務に係わる費用は、準備費用及び通常業務費用とする。

第9条 準備費用は、1契約につき100,000円とし、これに20%を乗じた金額を管理経費として加算する。

2 前項の費用は契約時前払いとし、原則として返還はしない。

第10条 通常業務費用は、被験者来院1回毎に18,000円とし、原則として、来院確認票(書式T-16)又はCRC通常業務費用算定票(書式T-18)の提出に基づき算定する。

2 前項の支払い金額に20%を乗じた金額を管理経費として加算する。

3 甲は、本条第1項に定める通常業務費用及び前項に定める管理経費を四半期毎に積算して乙に請求する。乙は、その金額を速やかに甲へ支払うものとする。

(監査に係る費用)

第11条 監査に係る費用は、1契約につき1日60,000円とし、これに20%を乗じた金額を管理経費として加算する。

2 甲は、前項の監査に係る費用を監査終了後に乙に請求する。乙は、その金額を速やかに甲へ支払うものとする。

(支払方法)

第12条 乙は、甲に対し第1条、第3条、第6条、第9条、第10条及び第11条に規定する費用を次の方法により支払うものとする。

(1) 支払期限 甲から乙に対して請求のあった翌月の20日(ただし、第6条の負担軽減費は当月の20日)まで

(2) 甲の指定する銀行口座

銀行名 足利銀行 自治医大出張所

口座名義 自治医科大学附属病院

口座番号 普通預金 1153

(治験検討会議出席に係る指導料及び旅費)

第13条 乙は、治験検討会議に出席する治験責任医師等に対し、指導料及び旅費を支払うことができる。

2 前項に規定する指導料及び旅費の額は、次のとおりとする。

(1) 指導料 1回につき50,000円を上限とする。

(2) 旅費 治験検討会議出席に係る旅費支給基準(別表第2)による。

3 乙は、治験検討会議に治験責任医師等を出席させたときは、支払明細として治験検討会議出席に係る報告書(書式T-13)を甲に提出するものとする。

(協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

